

第 1 回  
住 用 地 区 学 校 統 合  
準 備 委 員 会

日 時:令和8年5月 11 日(月)14:00~

場 所:住用総合支所 3階大会議室

奄美市教育委員会



## 第1回 住用地区学校統合準備委員会

日時:令和8年5月11日(月) 午後2時

場所:住用総合支所 3階大会議室

### —— 次 第 ——

1 開 会

2 あいさつ 教育長 向 美芳

3 委嘱状交付(代表の方1名)

4 自己紹介

5 委員長及び副委員長の選任について

委員長

副委員長

6 議 事

- (1) 住用地区学校統合実施計画
- (2) 部会の設置について
- (3) 部会長及び副部会長の選任について
- (4) 今後の各部会の流れ
- (5) 新学校校名応募について

～各専門部会の開催～

7 その他(次回日程のお知らせ)

8 閉 会

## 住用地区学校統合準備委員会の役割等について

### 【設置の経緯】

今後の住用地区の児童生徒にとって望ましい教育環境を明らかにするため、令和7年7月4日に設置された「住用町内学校の在り方検討委員会」は、各学校の視察や保護者向け、検討委員会委員対象のアンケートを実施し、そのアンケート結果から協議を重ねてまいりました。

令和8年1月には、住用町内の各学校3校区の会場において住民説明会を実施し検討委員会での協議内容の説明やアンケート結果の報告を行っております。そして令和8年2月16日に「今後の望ましい住用町内学校の在り方について」答申書及び報告書が提出されております。

答申書では、住用町内の児童生徒数の推計を見据えると、学校がますます小規模化していくことが懸念されることから、児童生徒が同学年や集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨し合うことで、心身の豊かさが育まれる教育活動が重要であると考え、住用町内の小学校と中学校の統合が望ましいと判断されております。

また、学校の位置については、教室数の確保、災害・防犯面、周辺施設（プール、学童、認定こども園）の環境・設備条件が良好であるとし、保護者負担等も考慮した結果、統合後の新学校位置は東城小中学校が望ましいと判断されております。

さらに、統合の形態では、施設統合を優先していくことや統合の時期については、早期に開校できるような方向で「準備委員会」を立ち上げ検討していくが望ましいと判断されております。

以上のことから、教育委員会では、「住用町内学校の在り方検討委員会」からの答申書を尊重し、「住用地区学校統合実施計画」を策定し、住用地区学校統合について、多くのご意見をお聞きしたいとの思いから、本委員会の構成員として委嘱させていただきました。

## 住用地区学校統合準備委員会の進め方について

### 1 会議の開催について

開催は、基本的に平日の午後2時00分に開始し、概ね午後4時30分を目標に終了することとします。

### 2 会議の取扱いについて

委員会の会議は、公開とします。ただし、出席委員の過半数以上の多数で議決したときは、非公開とすることができるものとします。

### 3 委員に関する情報公開の取り扱いについて

- ① 別紙委員名簿に記載事項など、基本的な情報については公開するものとします。
- ② 市の広報活動、報道機関等の取材のため、会議の様子を撮影した画像については、公開するものとします。
- ③ その他の情報の取扱いについては、原則として非公開としますが、個別の事案については、委員会に諮って決定します。

### 4 会議に関する情報公開の取り扱いについて

- ① 市のホームページにて、次の事項について公開します。
  - ア 会議の開催日、会場
  - イ 会議の資料(奄美市情報公開条例の規定により公開しないことができる情報を除く。)
  - ウ 会議録(発言した委員の氏名を非公開とした概要版)
- ② 会議での発言内容や会議で知り得たことなど、情報発信する際は、事務局にご相談ください。
- ③ その他会議等の情報公開が必要な場合は、正副委員長の確認を受けた後に決定します。

### 5 報道機関等からの取材の対応について

報道機関等からの取材については、基本的に教育委員会事務局対応とします。

### 6 会議の傍聴について

- ① 傍聴席の範囲内でどなたでも傍聴できることとします。ただし、個人情報扱うなど、内容によっては非公開とします。
- ② 傍聴人の定員は5人とし、受付にて住所及び氏名を記入することとします。また、会議開始30分前から10分前までに手続きを終えることとします。
- ③ 議事の進行の妨げとなる行為、または他人に迷惑をおよぼす恐れのあると認められる人は傍聴を禁止します。
- ④ 会議の撮影および録音は禁止します。

住用地区学校統合準備委員会 委員名簿

■委員(28人)

選出区分		氏名	備考
1号委員	児童生徒の保護者の代表者	田畑 裕一郎	住用小学校PTA代表
	児童生徒の保護者の代表者	松山 奈津美	住用中学校PTA代表
	児童生徒の保護者の代表者	師玉 当太	東城小中学校PTA代表
2号委員	学校関係者	澤 美幸	住用小学校 学校評議員
	学校関係者	河野 幸代	住用中学校 学校評議員
	学校関係者	山田 千代子	東城小中学校 学校評議員
3号委員	教育関係者	福本 淳一	住用小学校長
	教育関係者	木場 敏朗	住用中学校長
	教育関係者	笠井 マリ子	東城小中学校長
4号委員	関係団体の代表者	森田 博秀	住用町嘱託員会代表
	関係団体の代表者	大庭 勝利	すみようこども園長
	関係団体の代表者	栄 陽樹	すみようこども園保護者代表
	関係団体の代表者	松下 律子	住用オレンジ学童クラブ
	関係団体の代表者	米原 幸仁	市集落代表
5号委員	教育長及び教育委員会事務局職員	向 美芳	奄美市教育長
		當田 栄仁	教育部長
		藤江 俊生	住用総合支所 事務所長
		林 孝浩	教育総務課長
		中江 吉孝	教育総務課主幹兼企画総務係長
		村岡 和志	学校教育課長
		川上 嘉一	学校教育課長補佐
		藤迫 芳章	学校教育課主幹兼指導主事
		松 竜太	学校教育課主幹兼指導主事
		原口 英樹	学び・スポーツ推進課長
		久保田 貴美人	住用地域教育課長
		武田 英樹	住用地域教育課主幹兼係長
		星野 蒼一郎	住用地域教育課主事
6号委員	その他教育委員会 が適当と認めるもの	原田 義則	鹿児島大学 教育学部准教授 (住用町内学校の在り方検討委員会委員長)

部会長の設置について

以下の基準により所属する部会を決定します。

住用地区学校統合準備委員会 部会編成(案)

部会名	選出区分	主な協議項目
総務部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■関係団体の代表者(5名)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・住用町囑託員会代表</li> <li>・すみようこども園長</li> <li>・すみようこども園保護者代表</li> <li>・住用オレンジ学童クラブ</li> <li>・市集落代表</li> </ul> </li> <li>■行政                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育総務課</li> <li>・住用地域教育課</li> </ul> </li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校の名称</li> <li>2 学校の校章</li> <li>3 学校の校歌</li> <li>4 学校の校旗</li> <li>5 教材備品等の移転計画</li> <li>6 通学体制等</li> <li>7 式典及び行事(開校式・閉校式)</li> <li>8 既存施設の利活用</li> <li>9 その他必要事項</li> </ol>
学校運営部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校の代表者(3名)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校長</li> </ul> </li> <li>■行政                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育課</li> <li>・住用地域教育課</li> </ul> </li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校運営・教育内容計画等</li> <li>2 教育課程・学校行事(年間計画)</li> <li>3 校則</li> <li>4 児童会・生徒会</li> <li>5 統合前の交流活動</li> <li>6 その他必要事項</li> </ol>
PTA部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童生徒の保護者代表(3名)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校PTA代表</li> </ul> </li> <li>■学校関係者(3名)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校評議員</li> </ul> </li> <li>■行政                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学びスポーツ推進課</li> <li>・住用地域教育課</li> </ul> </li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 PTA組織・規約。</li> <li>2 PTA年間行事計画</li> <li>3 PTA財産の引継ぎ</li> <li>4 その他必要事項</li> </ol>

住用地区学校統合準備委員会 部会員

【総務部会 7名】

No.	所 属	氏 名	備 考
1	住用町囑託員会代表	森田 博秀	
2	すみようこども園長	大庭 勝利	
3	住用オレンジ学童クラブ代表	松下 律子	
4	市集落代表	米原 幸仁	
5	教育総務課長	林 孝浩	
6	教育総務課主幹兼企画総務係長	中江 吉孝	
7	住用地域教育課主幹兼係長兼学校統合準備室長	武田 英樹	

【学校運営部会 8名】

No.	所 属	氏 名	備 考
1	住用小学校長	福本 淳一	
2	住用中学校長	木場 敏朗	
3	東城小中学校長	笠井 マリ子	
4	学校教育課長	村岡 和志	
5	学校教育課長補佐	川上 嘉一	
6	学校教育課主幹兼指導主事	藤迫 芳章	
7	学校教育課主幹兼指導主事	松 竜太	
8	住用地域教育課長	久保田 貴美人	

【PTA部会 9名】

No.	所 属	氏 名	備 考
1	住用小学校PTA代表	田畑 裕一郎	
2	住用中学校PTA代表	松山 奈津美	
3	東城小中学校PTA代表	師玉 当太	
4	住用小学校 学校評議員	澤 美幸	
5	住用中学校 学校評議員	河野 幸代	
6	東城小中学校 学校評議員	山田 千代子	
7	すみようこども園保護者代表	栄 陽樹	
8	学び・スポーツ推進課長	原口 英樹	
9	住用地域教育課主事	星野 蒼一郎	

## 部会長及び副部会長の選任について

【総務部会】 ※部会長は行政職員が務める。

部会長	林 孝浩
副部会長	

【学校運営部会】 ※部会長は行政職員が務める。

部会長	村岡 和志
副部会長	

【PTA部会】 ※部会長は行政職員が務める。

部会長	原口 英樹
副部会長	

## 今後の各部会業務の流れ

### 【共通】

① 準備委員会は、各部会を兼ねる。

そのため、時間配分を以下のとおりとする。

14:00～15:00 全体協議

15:00～16:30 部会協議

② 部会長は教育委員会事務局職員が務める。

③ 全体協議では、各部会より前回協議された内容を報告する。

④ 部会協議では、内容の洗い出しや必要書類を準備し協議する。

⑤ 部会協議内容は、住用地域教育課職員がまとめる。

## 住用地区学校統合準備委員会設置要綱(案)

### (設置)

第1条 この要綱は、奄美市立住用町内小学校及び中学校の統合を円滑に推進するため、統合に関する諸課題を協議する統合準備委員会(以下、「委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を奄美市教育委員会(以下「教育委員会」という。)へ報告するものとする。

- (1) 学校の名称、校則等に関する事。
- (2) 学校運営、教育計画等の調整に関する事。
- (3) 通学体制及び通学路の安全対策に関する事。
- (4) PTAの組織及び運営に関する事。
- (5) 児童生徒の交流事業に関する事。
- (6) 統合に係る式典及び行事に関する事。
- (7) 学校の所有する備品等の調整に関する事。
- (8) その他統合に関し必要な事項に関する事。

### (組織)

第3条 委員会は、30人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 児童生徒の保護者の代表者
- (2) 学校関係者
- (3) 学校の代表者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 教育委員会事務局の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事項に関する検討を行うため、次に掲げる部会を置く。

(1) 総務部会

(2) 学校運営部会

(3) PTA部会

2 部会に属すべき委員及びその部会長は、委員長が指名する。

3 部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会住用地域教育課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年5月11日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日後最初に開催される委員会は、教育長が招集する。

別表(第7条関係)

部 会 名	所 掌 事 項
総務部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校の名称、校歌等に関する事。</li> <li>2 制服その他の学校指定用品に関する事。</li> <li>3 教材備品の移転計画に関する事。</li> <li>4 保存資料に関する事。</li> <li>5 式典及び行事に関する事。</li> <li>6 通学体制及び通学支援に関する事。</li> <li>7 通学路の安全対策に関する事。</li> <li>8 既存施設の利活用に関する事。</li> <li>9 他の部会に属さない事項に関する事。</li> </ol>
学校運営部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校運営、教育計画等の調整に関する事。</li> <li>2 学校行事に関する事。</li> <li>3 校則に関する事。</li> <li>4 部活動の調整に関する事。</li> <li>5 生徒会の調整に関する事。</li> <li>6 統合前の交流活動に関する事。</li> </ol>
PTA部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 PTAの組織及び運営に関する事。</li> <li>2 PTA規約の制定に関する事。</li> <li>3 PTAの財産の引継ぎに関する事。</li> </ol>

「住用地区学校統合準備委員会」スケジュール(案)

■令和8年度

月	開催回	内 容
5月	第1回準備委員会	・委嘱状交付 ・委員長、副委員長選出 ・議事 実施計画、委員長及び副委員長の選任、部会の設置、部長及び副部長の選任、今後の各部会業務の流れ、部会及び準備委員会スケジュール(案)
7月	第2回準備委員会	・各部会報告、協議
9月	第3回準備委員会	・各部会報告、協議
11月	第4回準備委員会	・各部会報告、協議
2月	第5回準備委員会	・各部会報告、協議

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2027 1月	2月	3月
準備委員会	● 第1回		● 第2回		● 第3回		● 第4回			● 第5回	
学校・PTA 説明会											
住民説明会											
囑託員会		●		●		●		●			●
地域協議会											
奄美市議会								● 全協			● 条例 可決

※ 学校・PTA、住民説明会、地域協議会日程は未定。(確定次第開催)

## 令和8年度以降の住用地区児童生徒数推移

### 【小学校】

学校名	学年	R8	R9	R10	R11	R12	R13
住用小	1年	0	5	2	2	3	2
	2年	0	0	5	2	2	3
	3年	4	0	0	5	2	2
	4年	1	4	0	0	5	2
	5年	1	1	4	0	0	5
	6年	1	1	1	4	0	0
	計	7	11	12	13	12	14
東城小	1年	2	1	0	1	0	2
	2年	3	2	1	0	1	0
	3年	0	3	2	1	0	1
	4年	3	0	3	2	1	0
	5年	0	3	0	3	2	1
	6年	5	0	3	0	3	2
	計	13	9	9	7	7	6
市小	1年	0	1	0	0	0	0
	2年	0	0	1	0	0	0
	3年	0	0	0	1	0	0
	4年	0	0	0	0	1	0
	5年	0	0	0	0	0	1
	6年	0	0	0	0	0	0
	計	0	1	1	1	1	1
合計	20	21	22	21	20	21	

### 【中学校】

学校名	学年	R8	R9	R10	R11	R12	R13
住用中	1年	4	1	1	1	4	2
	2年	0	4	1	1	1	4
	3年	1	0	4	1	1	2
	計	5	5	6	3	6	8
東城中	1年	2	5	0	3	0	3
	2年	2	2	5	0	3	1
	3年	2	2	2	5	0	3
	計	6	9	7	8	3	7
市中	1年	0	0	0	0	0	0
	2年	0	0	0	0	0	0
	3年	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
	合計	11	14	13	11	9	15

### 【小学校 学年計】

	学年	R8	R9	R10	R11	R12	R13
小学校計	1年	2	7	2	3	3	4
	2年	3	2	7	2	3	3
	3年	4	3	2	7	2	3
	4年	4	4	3	2	7	2
	5年	1	4	4	3	2	7
	6年	6	1	4	4	3	2
計	20	21	22	21	20	21	

### 【中学校 学年計】

	学年	R8	R9	R10	R11	R12	R13
中学校計	1年	6	6	1	4	4	5
	2年	2	6	6	1	4	5
	3年	3	2	6	6	1	5
計	11	14	13	11	9	15	

### 小学校区別・年齢別人口一覧

令和8年4月1日現在

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳
学齢							小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
住用小	2	3	1	1	1	3	0	0	4	1	1	1	4	0	1
東城小	2	2	0	1	0	1	2	3	0	3	0	5	2	2	2
市小	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	5	1	2	1	5	2	3	4	4	1	6	6	2	3

